

2024

1 月

No.597

かりや



「明日に願いを」 山梨県山中湖村

写真提供：田中 勝志 氏

も く じ

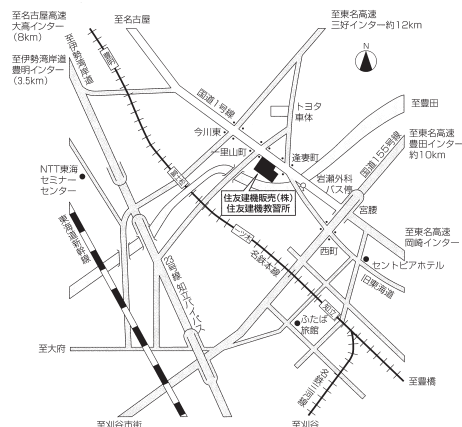
新年のご挨拶	1
謹賀新年	7
愛知労働局長がベストプラクティス企業を訪問	8
優良事業所見学会が開催される（碧南支部）	9
労働者死傷病報告書受付状況	9
愛知労働局管内死亡災害発生状況	10
愛知県の全産業死亡災害	10
令和5年度「労働トラブル防止総合講座」開催	11

監督署だより	12
衣浦東部保健所コーナー	14
エッセイ 労務屋の昨今	15
社会保険労務士が答える企業の労務管理	16
会員だより	17
自宅学習方式（e-ラーニング方式）	18
お知らせ	19

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
1月	移動式クレーン																				●学科講習											
	クレーン・ テリッ	学科講習																			学科講習											
		学科実技併合																														
	衛生管理者																															
	車両系建設機械													14Hコース 18Hコース 38Hコース										14Hコース				14Hコース 18Hコース 38Hコース				
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																															
	玉掛																															
	クレーン特別教育 玉掛（B）併合					12/28～1/7 まで休みとなります。 ご迷惑をお掛けいたしますが、 ご理解とご協力をお願い申し上げます。																										
	高所作業車																															
	床上クレーン																															
	ガス溶接																															
	特 別 教 育																															
	安全衛生教育等																															

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
2月	移動式クレーン																														
	クレーン・ テリッ	学科講習																													
		学科実技併合																													
	衛生管理者																														
	車両系建設機械																														
	解体用機械																														
	不整地運搬車																														
	小型移動式クレーン																														
	玉掛																														
	クレーン特別教育 玉掛（B）併合																														
	高所作業車																														
	床上クレーン																														
	ガス溶接																														
	特 別 教 育																														
	安全衛生教育等																														



インターネット予約を始めました

■ 下記のホームページから受講予約を入れることができます。

24HいつでもOKです。

■ 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。

■ 予約状況も画面で確認ができます。

■ 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス

<https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

新 年 の ご 挨 拶

(一社)刈谷労働基準協会 会長 新家 俊明



新年あけましておめでとうございます。

2024 年の新春を会員の皆様とともに迎えることができましたことをお慶び申し上げます。

昨年は、会員各社の皆様のご尽力とご協力、ならびに行政当局のご指導、関係諸団体のご支援により、当協会の事業を順調に推進することができましたことに對し、厚く御礼申し上げます。

2023 年を振り返りますと、WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）において日本は 3 年ぶりに優勝、また将棋界で史上初となる八冠制覇を達成した藤井聡太竜王の活躍など明るい話題も多かったと思います。

また 10 月 23 日から 3 日間、全国産業安全衛生大会が名古屋市内で開催され、多数の方々にご来場いただきました。お礼を申し上げますと共に、事例報告会社の取組みを参考にした安全活動の推進をよろしくお願いいたします。

私たちの生活に大きく影響を及ぼした新型コロナ感染症は、2020 年 1 月 16 日に国内での確認以降 4 年が経過し、2023 年 5 月 8 日から 5 類感染症に変更され、マスクの着用も自己の選択に任され、コロナ以前の生活に戻りつつあります。一方、私たちの働き方は、在宅勤務やリモートによる会議も当たり前になっており、コロナ以前とは大きく変革したと言えます。

2023 年の刈谷労働基準監督署管内の労働災害発生状況における製造業の労働者死傷病報告件数（休業 4 日以上）は、11 月末現在 162 件となっており、一昨年同月の 162 件と同等の件数で推移しております。また国内人口は減少局面を迎えており、少子高齢化による労働者の高齢化はこれからも進むと予測しています。労働災害発生率が高い 60 歳以上の災害撲滅も直近の大きな課題になります。

労働行政の観点で申し上げますと、2023 年から「第 14 次労働災害防止計画」が始まり、この愛知県では、①「安全経営あいちの推進[®]」の推進、②重篤な労働災害の防止、③総合的な健康対策を重点事項として推進しています。私たちもこの方針に基づき、しっかりと安全活動を進めて参ります。

最後になりますが、本年も当協会発展のために微力ではございますが、会員各社の皆様のご期待に沿えるよう精一杯の努力を重ねる所存でございます。引き続き行政当局、関係諸団体の皆様には一層のご指導、ご鞭撻、ならびに会員各社の皆様のご支援、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

皆様方のますますのご多幸とご健勝を心より祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

新 春 の ご 挨 拶

愛知労働局長 阿部 充



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和6年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からのご理解とご協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年9月に1.02倍まで低下しました。基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で回復の動きがあり、求人についても、業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあるなど、雇用情勢は改善の基調を維持しています。令和5年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.35倍となっております。

一方、産業によっては、求人の提出を控える動きもあることから、一部において改善の動きが弱まっていると捉えております。また、エネルギー価格や原材料価格の上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視する必要があると認識しています。

愛知県最低賃金については、昨年10月1日から初めて1,000円を超えて時間額1,027円となりました。拡充された業務改善助成金等の各種支援策、賃金引き上げ特設ページ及び相談窓口としての働き方改革推進支援センターの一層の周知も図りつつ、最低賃金の履行確保と、非正規雇用労働者の労働条件確保のため、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底に向け、取組を図ってまいります。

長時間労働の抑制については、本年4月に、これまで適用が猶予されていた建設業、自動車運転者、医師に対する時間外労働の上限規制が適用されます。円滑な施行に向けて、労働基準監督署・ハローワーク、業界団体や所管官庁と連携を密にし、これらの業種・職種に対する企業の自主的な取組を促すため集中的な支援等を行うとともに、監督指導を徹底いたします。

安全衛生については、リスクアセスメントのプロセスと生産性等の向上を図るプロセスを一体的に行う「安全経営あいち[®]」を掲げ、より前向きで、自律した安全衛生管理の推進を支援してまいります。

労災補償業務については、法令、認定基準等に基づき効率的な調査を行い、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

労働保険制度については、加入促進と適正な労働保険料徴収を推進するとともに、各種手続きが簡単・便利になる電子申請の周知・広報を積極的に展開してまいります。

さらに、多様な人材が活躍できるよう、女性活躍、育児・介護と仕事の両立、各種ハラスメント防止対策を引き続き推進してまいります。とりわけ「男女の賃金の差異」、「男性労働者の育児休業取得率」の公表をきっかけとして、各企業の女性活躍の取組が進み、男性の育児休業取得が促進されるよう周知を図ってまいります。

障害者雇用対策については、本年以降、法定雇用率の引き上げ及び一部の業種に認められている除外率の引き下げを予定しております。また、昨年度の障害者雇用促進法の改正により、数のみでなく、障害者の能力開発・向上が事業主の義務とされ、雇用の質についても問われているところです。各ハローワークでは、関係機関と連携しつつ障害者及び企業の皆様に寄り添った支援を進めてまいります。

併せて、「人への投資」を強化するとともに、産業構造の変化に伴うデジタル人材等の需要の高まりや人材不足の状況に対し、ITスキル向上促進のための公的職業訓練の実施や生産性向上支援訓練を積極的に展開してまいります。併せて、人材開発支援助成金等の活用促進にも注力してまいります。

結びに、本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶いたします。

新 春 の ご 挨 拶

愛知労働局労働基準部長 伊勢 久忠



新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

令和6年の年頭に当たり、改めて日頃の労働基準行政へのご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、今後の取組について述べさせていただきます。

愛知県最低賃金は過去最高の41円引上げにより、昨年10月1日より初めて1,000円を超えて時間額1,027円となりました。政府においては、賃金引き上げの環境整備のためには、生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援が重要とされ、業務改善助成金について、地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額の要件が「30円以内」から「50円以内」へ拡大される等、昨年8月31日より制度が拡充されました。引き続き、業務改善助成金他各種支援策、賃金引き上げ特設ページ及び相談窓口としての働き方改革推進支援センターの周知も図りつつ、最低賃金の履行確保を図ってまいります。

労働基準行政としては、安全で健康に働くことができる環境を実現するため、長時間労働の抑制に向けた監督指導を徹底し、過重労働による健康障害を防止するとともに、生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む企業に寄り添ったきめ細やかな支援を推進してまいります。

また、本年4月から時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた建設業、自動車運転者、医師についても、この規制が適用されますので、法の円滑な施行に向けて、特に中小企業の自主的な取組を促すため集中的な支援等を図ってまいります。

労働災害防止対策につきましては、リスクアセスメントを軸とした自律したポジティブな安全衛生管理の推進・定着に向け取り組んでいるところであります。

生産性等の向上を図る取組みによる作業の実態把握は、リスクアセスメントのプロセスと一体的に行うことが可能なため、安全衛生管理を経営課題と捉え、事業運営と一体的に管理する経営手法である「安全経営あいち®」を提唱し、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を通じて、生産性を高めながら安全性を向上させる支援を行ってまいります。

労働者の健康確保対策につきましては、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置やTHP指針、メンタルヘルズ指針等の健康保持増進措置を相互連携して取り組む「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図るとともに、危険性・有害性が認められた化学物質、粉じん等について、リスクアセスメントを中核とした、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進してまいります。

労災補償業務については、効率的な調査と法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

結びに、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解とご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になることを衷心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新 春 の ご 挨 拶

愛知労働局雇用環境・均等部長 吉永 佳代



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、街中でも、マスクを外す人が徐々に増え始め、ひとつの大きな区切りがあったように感じられました。今年度は、益々、街中が活気にあふれ、経済活動も順調に上向いていくことを、願っております。

そのような中で、雇用環境・均等部が担う役割は年々大きくなっております。

中長期的にみますと、日本は少子高齢化により、生産年齢人口が減少してまいりますので、企業が持続的に成長・発展していくためには、多様な人材を活用することや生産性を向上させることが必要であり、働き方改革を進め、労働力不足に対応していくことが必要となります。

このため、労働時間の短縮等に円滑に取り組んでいただけるよう、働き方改革推進支援センター等とも連携し、皆様に寄り添った、きめ細やかな支援に努めてまいります。生産性の向上につきましては、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業を支援する働き方改革支援助成金や、ガイドラインに沿った良質なテレワークを導入し、実施することで、人材確保や雇用管理等の効果を上げる中小企業を支援する人材確保等支援助成金のテレワークコースの適切な支給に努めてまいります。

また、賃金引き上げの動きが進む中、パートタイム労働者や有期雇用労働者等の非正規雇用労働者に賃金引き上げの流れを波及させていくことが重要です。そのためにはパートタイム・有期雇用労働法に規定されている同一労働同一賃金の遵守の徹底を図っていくことが必要であり、労働基準監督署とも連携し、取り組んでまいります。

女性活躍推進法に基づく「男女の賃金の差異」の公表については、多くの企業で公表のために、賃金額とともにその差異が生じている要因の分析を行っていただいたかと存じますが、引き続き、差が生じている要因の解消に向けてのお取り組みをお願いいたします。

女性活躍と表裏一体で取り組まなければならないのが、男性の育児休業取得促進です。昨年4月から、労働者1,000人を超える事業主を対象として育児休業等の取得状況の公表がスタートしました。この公表はもとより、「産後パパ育休」などの取得により男性の育児休業取得が進むとともに、企業内で育児休業が取得しやすい環境整備が図られるよう、両立支援等助成金のご活用も促しながら、引き続き周知してまいります。

そのほか、当局の総合労働相談コーナーに寄せられる相談の約4分の1は、パワーハラスメントを含むいじめ、嫌がらせとなっております。職場におけるパワーハラスメント撲滅に向け、パワーハラスメントの防止措置を確実に講じていただけるよう、パワーハラスメントのみならず、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策を総合的に推進してまいります。

なお、今年の秋をめどに、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するための「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されることとなっております。関連する政省令が定められましたら、皆様にもその内容をお知らせしてまいります。

このように本年も取り組むべき課題がいろいろございますが、貴協会のお力添えをいただきながら、支援や周知を着実に行ってまいりたいと存じます。

本年が皆様にとってより良い年になりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新 春 の 御 挨 拶

職業安定部長 出口 義将



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会の皆様方におかれましては、日頃から職業安定行政の推進に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年の念頭にあたり、職業安定行政の本年の取り組みについて述べさせていただきます。

雇用失業情勢については、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、雇用の持ち直しの動きが広がりつつありますが、エネルギー価格や原材料価格の上昇などが雇用に影響を及ぼし得ることから、これらの状況について、引き続き注意する必要があると認識しております。

また、コロナ禍収束により、当県における人手不足感のある産業・職種が増加しているため、ミスマッチ解消を含めた雇用のセーフティネットとしてハローワークが果たすべき役割を十分に認識し利用促進を図ってまいります。

具体的には、求職者へのきめ細やかな職業相談・職業紹介、求人者への充足に向けたコンサルティング等を行うほか、マッチングイベントを積極的に開催しミスマッチの解消に努めてまいります。また、国のテレワークの推進、デジタル化・オンライン化といった観点から、「求人者・求職者マイページ」、「オンライン相談」や「雇用保険業務のオンライン申請」について、引き続き、ご協力をお願いいたします。

オンラインを活用することで、場所や時間にとらわれることなく求人等の手続きが可能となることやオンラインでの応募を可能とすることで、応募の機会を増やすことが出来るなど事業主にとってメリットは大きく、積極的な利用促進に努めてまいりますのでご協力をお願いいたします。

「人への投資」の抜本的強化と産業構造の変化に伴うデジタル人材の需要の高まりや人材不足の状況に対しては、離職者のITスキル向上促進のための公的職業訓練の実施と併せて、在職中の労働者を対象とした生産性向上支援訓練を積極的に展開するなど、デジタル人材育成、労働生産性の向上に資する取組を推進するとともに、人材開発支援助成金等の活用促進にも注力してまいります。

また、障害者の雇用については、企業における理解と障害者自身の自立意識の高まりにより着実に進んでいるものの、当県においては、未だ法定雇用率はもとより全国の実雇用率を下回る状況となっています。

このような状況の中、今後、法定雇用率の引き上げ等が予定されており、これまで以上に障害者雇用数及び雇用の質が求められているところです。ハローワークでは、企業の障害者雇用を支援するため、関係機関等と連携した「障害者向けチーム支援」を活用し、雇用の促進と安定を図ってまいります。

外国人雇用対策については、人手不足への対応として、昨年8月に在留資格「特定技能2号」に対象分野が追加されたことから、今後、「特定技能2号」での外国人が増加することが見込まれるため、外国人労働者に係る労働市場にも注視しつつ、各ハローワークでは留学生やウクライナ避難民に対する支援も含め、外国人材の活用など適切な職業紹介等の業務を実施してまいります。

本年も多様な課題に対して適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

新 春 の ご 挨 拶

刈谷労働基準監督署長 橋本 圭一



新年あけましておめでとうございます。

刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症が第2類から第5類感染症に移行し、行動制限がなくなったことなどを受け、様々な業種においてコロナ禍の苦境を脱し、回復がみられる一方、建設業や運送業を始めとして、人手不足が深刻化しており、需要に供給が追いつかない状況もみられるところです。

本年令和6年4月から、これまで適用が除外となっていた建設業、自動車運転者、医師の時間外労働の上限規制がいよいよ適用されます。これらの業種、職種については、他の業種、職種に比べ、特に時間外労働が長い傾向にあり、運輸業や建設業では、いわゆる過労死等の脳・心臓疾患事案の労災支給決定件数が例年多い状況が続いています。より良い人材の確保・定着のためにも、過重労働による健康障害の防止を図り、時間外労働の上限規制への対応にご理解・ご協力をお願いいたします。

愛知県最低賃金は、昨年10月1日から、41円アップし、時間額1,027円となりました。中小企業等の業務の改善を支援し、従業員の賃金引き上げを図るための「業務改善助成金」の制度や、厚生労働省のホームページにおいて、「賃上げ特設ページ」として、企業の好取組事例、平均的な賃金検索機能及び各種支援策を掲載していますので、ぜひ、ご活用いただきますようお願いいたします。

昨年の当署管内における死亡災害は、執筆時点ではありますが、ゼロを継続していただいています。一方、休業4日以上死傷者数は、新型コロナウイルス感染症を除きますと、425人（令和4年11月末現在の速報値）と、前年同期412人より13人増加しています。当署管内においては、ここ数年、4日以上休業災害は増減を繰り返しているものの、令和元年、令和3年にも死亡災害をゼロとしていただいているところであり、重篤な労働災害は大きく減少している状況です。皆様の労働災害防止への多大なるご尽力に、心より感謝申し上げます。

昨年は、令和5年度を初年度とする5か年計画 第14次労働災害防止推進計画がスタートしました。第14次労働災害防止推進計画では、「安全経営あいち[®]」の推進や重篤な労働災害の防止、総合的な健康対策を重点に、労働災害防止を進めてまいります。

労災補償関係につきましては、本年も、認定基準等に基づき、迅速かつ適正に必要な保険給付を図り、被災労働者等の保護を図ってまいります。

本年は、労働基準法関係では、適用除外業種・業務の時間外労働の上限規制の適用や労働条件明示のルール改正（令和6年4月）、労働安全衛生法関係では、化学物質による新たな規制（令和6年4月）やトラックのテールゲートリフターの操作業務に係る特別教育（令和6年2月）、一側足場の使用範囲の明確化（令和6年4月）等が施行されます。関係事業場の皆様におかれましては、改正内容、施行時期を見据え、ご対応いただきますようお願いいたします。

結びに、本年も、職員一同、全力で職務に取り組んでまいりますので、引き続き、労働基準行政へのご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

謹 賀 新 年

【刈谷労働基準監督署】

署 長 橋本 圭一

副 署 長 松尾 鏡子

職 員 一 同

【一般社団法人 刈谷労働基準協会】

会 長 新家 俊明 (株)ジェイテクト

副 会 長 近藤 智義 (株)近藤組

〃 岡田 潤 (株)DAPAC

〃 神谷 弘恵 高浜共立運輸(株)

〃 杉浦 敏夫 スギ製菓(株)

専 務 理 事 渡辺 秀博 (一社) 刈谷労働基準協会

理 事 藤田 賀之 (株)豊田自動織機

〃 棚橋 昭 (株)デンソー

〃 平野 元彦 (株)アイシン

〃 加藤 幹雄 トヨタ車体(株)

〃 鶴田 久人 トヨタ紡織(株)

〃 長谷 由廣 中央精機(株)

〃 奥野 櫻子 奥野機材(株)

〃 石神 巖 小林クリエイト(株)

〃 鳥山 英行 アスカ(株)

〃 石川 弘一 津田工業(株)

理 事 栗田 智 倉敷紡績(株) 安城工場

〃 安藤 茂則 カリッソー(株)

〃 磯部 秀男 (株)イノアックコーポレーション 安城事業所

〃 中根 正喜 中一建設工業(株)

〃 酒井 淳司 フタバ産業(株) 知立工場

〃 田中 宏司 黒金化成(株) テクニカルセンター

〃 内藤 大介 エヌティーテクノ(株)

〃 奥野伸一郎 奥野工業(株)

〃 磯貝 政博 春日運送(株)

〃 谷川 勝哉 (株)JERA 碧南火力発電所

〃 鈴木 泰博 クロタ精工(株)

〃 蜷川 洋一 日東醸造(株)

〃 鳥居 慶輔 寿金属工業(株) 碧南工場

監 事 山本 誠 サンエイ(株)

〃 稲村 重信 愛三工業(株) 安城工場

愛知労働局長がベストプラクティス企業を訪問しました

愛知労働局

愛知労働局では、令和5年11月17日、阿部充^{あべみつる}局長がニチレイロジグループの株式会社ニチレイ・ロジステックス東海 名古屋みなと物流センターを訪問しました。

同グループは冷凍食品などを扱っている物流企業で、ニチレイのほかにも多くの食品関連企業の物流を担っており、全国に拠点を有しています。

同グループは、令和6年4月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制の適用に向けて取り組んでいます。同社の稲付^{いなつき}企画管理部長によると、同グループの次世代輸配送システム SULTS（サルツ）は、荷台部分の切り離しが可能なトレーラーを活用し、荷役作業を物流センター側で行うもので、ドライバーは荷役作業や荷待ち時間から解放され、大幅な労働時間の短縮が可能になるとのことです。

また、同グループでは平成29年からトラックバース予約システムを導入しております。それまでは到着順で荷降ろしをしていたため、早朝にトラックが集中し、長時間待機の原因になっていましたが、予約システムの導入後は平準化が進み、ある物流センターでは、導入前は2時間以上の荷待ちが7割以上であったところが、導入後は1時間以内が9割以上と大きな効果をあげられたとのこと。



物流センター内の見学もさせていただき、様々な設備について説明を受けました。小口貨物を保管するケース自動庫では、作業の省人化と迅速化を実現でき、パレット自動庫は、仮置き貨物の省人化と省スペース化を実現できたとのこと。同センターの籠橋^{かごはし}所長は、「我々のセンターでは、属人的な技能に頼るのではなく、省人化と誰でもできる化を目指して、働きやすい職場環境づくりを進めています。」と話しました。

最後に、阿部局長は「『誰でもできる』という部分も含めて、これからの物流業界で大事なところがいくつも盛り込まれた職場だと感じた。今後も良い職場づくりに取り組んでいただきたい」と感想を述べました。

優良事業所見学会が開催される

碧南支部

碧南支部（杉浦敏夫支部長：スギ製菓㈱代表取締役社長）は11月21日(火)に令和5年度優良事業所見学会を開催し14名が参加した。本年度はエイベックス株式会社多度工場(代表取締役社長 加藤丈典氏)を見学しました。

エイベックス株式会社は自動車部品を中心とした小物精密切削・研削メーカーであり、平成4年に加藤精機㈱より社名変更によって現在の社名となりました。エイベックスにはSHAVE：削る、EXTRA：高級な・特別な、EXACT：正確なという単語を組み合わせた造語であり、未来への無限の可能性に挑戦する意味が込められています。

当日は執行役員の生駒氏より、会社概要の説明を受けました。同社の経営理念は「私たちは常に良品を生産することを追求し、社会にとって役に立つ企業として努力します」を掲げ、身の丈経営を実践されています。中小企業であるため5Sの徹底は難しく、できることをやるとの方針の基「2S+ 清掃」「あいさつ」を基本に①思いやりの心②気づきの心③共育ちの心の教育を行い人を大切にしている経営により、採用難の環境にある中で地元からの積極的な採用と低離職率を実現しています。

「今ある仕事はいずれなくなる」との認識により市場を常に創造し、地域に貢献し、地域と一緒に成長することを実践する同社より、学ぶべきことが多く有意義な見学会となりました。



令和5年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和5年11月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	12		162		162				建 設 業 計	6		33		31		+2	
食 料 品	3		39		24		+15		土 木	2		10		8		+2	
織 維			4				+4		建 築	1		12		16		-4	
木材・木製品			1		2		-1		そ の 他	3		11		7		+4	
製紙・印刷	1		3		3				交通・運輸業	5		46		48		-2	
化 学	1		8		15		-7		陸上貨物業	1		5				+5	
窯業・土石			4		8		-4		港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄	2		10		15		-5		商 業	4		51		51			
金属製品	1		34		31		+3		接客・娯楽業	3		27		19		+8	
一般機械	1		8		16		-8		清 掃 業	4		21		26		-5	
電気機械	1		3		2		+1										
輸送用機械	2		39		36		+3		そ の 他	5		125		565	(1)	-440	-1
その他製造			9		10		-1		合 計	40		470		902	(1)	-432	-1

※本統計は令和5年11月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

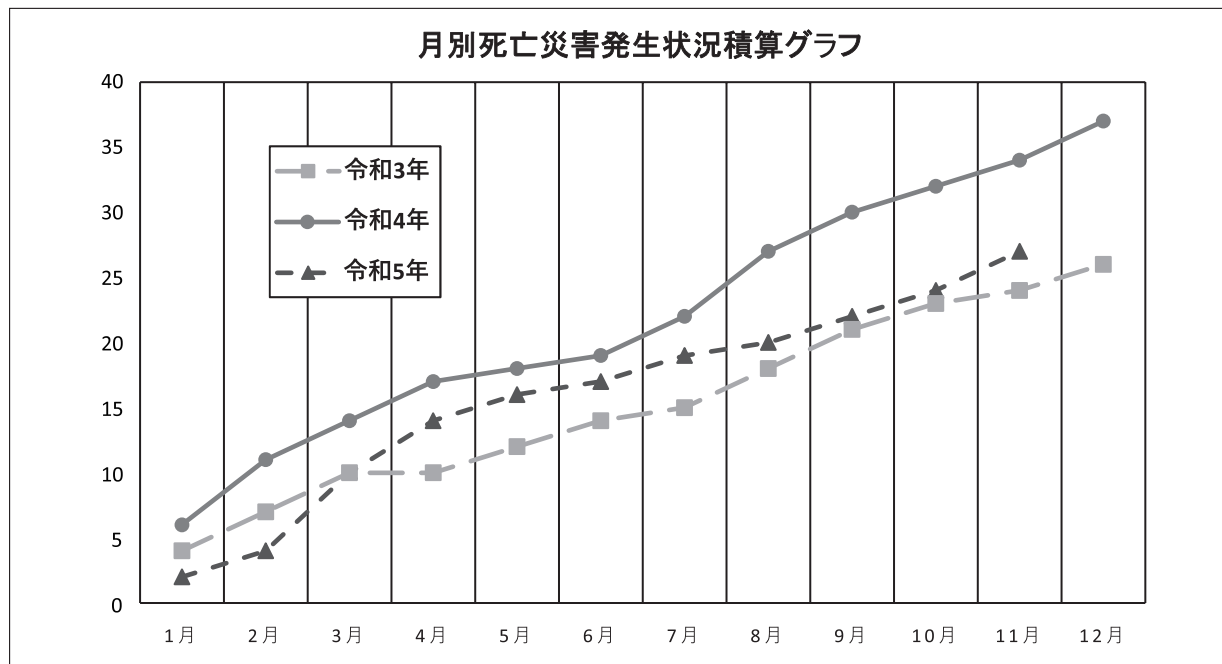
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年11月30日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和5年（速報値）	令和4年同時期（速報値）	令和4年確定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業	8	7（2）	8（2）
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			
	金 属 製 品	3	1（1）	1（1）
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	2	2
	そ の 他		2	3
	そ の 他	4	1（1）	1（1）
建 設 業	土 木 工 事 業	3（1）	10	12
	建 築 工 事 業		2	4
	そ の 他	2（1）	6	6
	そ の 他	1	2	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業		8（2）	3	4
商 業	卸 売 業	2（1）	1	2（1）
	小 売 業	1	1	2（1）
	そ の 他	1（1）		
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業		5		
上 記 以 外 の 事 業		1（1）	9（4）	11（4）
合 計		27（5）	30（6）	37（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和5年11月30日現在）

愛知労働局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R5.11.3. 7:40	陸上貨物 取扱業	30～49名	運転者	50代	11年	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	トラックを運転して商業施設に商品の配送を行っていたが、同トラックとブロック塀の間に挟まれ、死亡した。
R5.11.4. 4:00	道路貨物 運送業	50～99名	貨物自動車 運転者	60代	9年	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	トラックに対する荷役作業が終わったため、被災者は、運転席から降り、車体後方の扉を開けようとした際、同トラックが後方へ動き出し、トラック後部と搬入口との間に挟まれ、死亡した。
R5.11.14. 7:09	窯業土石 製品製造業	9名以下	不明	50代	6年	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	事業場内にあるコンクリートろ過装置の異常を確認したため、一人で様子を確認に行ったところ、当該機械内部の駆動する金枠と側面の鉄板に頭部を挟まれ、死亡した。

令和5年度「労働トラブル防止総合講座」開催

第4回講演テーマ

「労働契約法、パートタイム・有期雇用労働法を考慮した『パートタイム・有期雇用労働者の就業規則改定への対応策』」

愛知県下各労働基準協会は5回にわたり「令和5年度労働トラブル防止総合講座」を開催しています。講座では総括テーマを『最近の改正も含む重要労働法を考慮した 企業に必要な労務・安全衛生管理』とし、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説します。



岩崎弁護士

さる12月1日に開催した第4回は「労働契約法、パートタイム・有期雇用労働法を考慮した『パートタイム・有期雇用労働者の就業規則改定への対応策』」と題し、那須・岩崎法律事務所 岩崎友就弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者など半数のインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し豊橋労働基準協会 渡辺専務理事が開会挨拶を行い、続いて岩崎弁護士より「労契法、パート、有期法を巡る近時の動向」「雇用形態ごとの就業規則作成・改訂の重要性」「無期転換ルールに伴う実務対応」「同一労働同一賃金への実務対応」等について解説が行われました。



渡辺専務理事

次回の予定は以下のとおりです。

■第5回■

令和6年2月27日

庄司法律事務所 所長

庄司俊哉弁護士

「労働基準法の労働時間規定等を考慮した『労働トラブルを防止する労働時間管理への対応策』」

会場は名北労働基準協会（名古屋市北区）大会議室、午後1時半から4時半。会員6900円、一般9130円。

本講座はインターネット受講に対応。インターネット受講は、受講申し込み後にお知らせする方法で各自資料をダウンロードし、講演を撮影した映像により指定期間内に各自受講します。

お問い合わせ・お申し込みは、お近くの労働基準協会もしくは名北労働基準協会総合受付（☎052-961-1666）にて承ります。



令和5年度第4回『労働トラブル防止総合講座』

労働条件明示のルールの変更について（2024 年 4 月）

刈谷労働基準監督署

2024 年 4 月 1 日から労働条件明示のルールが変更されることは、令和 5 年 5 月 No.589 の監督署だよりでも紹介をさせていただきましたが、あらためて改正の内容と明示する場合の注意点について説明いたします。

1 就業場所・業務の変更の範囲（改正労働基準法施行規則第 5 条第 1 項第 1 号の 3）

就業場所・業務の変更の範囲に関する書面の明示は、すべての労働者が対象となります。

ここでいう「就業場所・業務」とは、労働者が通常就業することが想定されている就業の場所と労働者が通常従事することが想定されている業務のことを指します。

また、「変更の範囲」とは、今後の見込みも含め、その労働契約の期間中における就業場所や従事する業務の変更の範囲をいいます。

なお、変更の範囲の明示については、就業場所・業務が限定されているか否かによっても記載方法が異なります。就業場所・業務に限定がない場合は、すべての就業場所・業務を含める必要がありますので、「会社で定める事業所一覧表のとおり。」などと、変更の範囲を一覧表として添付すること考えられますが、予見可能性の向上やトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の変更の範囲を明確にするとともに、労使間でコミュニケーションをとり、認識を共有することが重要となります。

2 更新上限に関する事項（改正労働基準法施行規則第 5 条第 1 項第 1 号の 2）

更新上限に関する事項の明示の対象者は、パート・アルバイトや契約社員、派遣労働者、定年後に再雇用された労働者などの有期労働契約労働者が対象となります。

明示の時期は、労働契約を締結するときだけでなく、契約更新時においても明示する必要がありますので注意してください。

また、初回の労働契約締結時に更新の上限を設けなかった場合に、契約更新時に新たに更新の上限を新設する場合、有期労働契約締結時に定めた更新の上限を短縮する場合については、その理由についてあらかじめ労働者に説明する必要があります。

更新上限の新設、短縮の理由をあらかじめ説明する際は、文書を交付し、個々の有期労働契約労働者ごとに面談等により説明を行うことが基本となりますので、注意してください。

（改正有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第 1 条）

3 無期転換に関する事項

(1) 無期転換申込機会の書面による明示（改正労働基準法施行規則第 5 条第 5 項、6 項）

無期転換申込権の書面による明示が必要となる者は、無期転換申込権が発生する有期契約労働者が対象となります。該当する有期労働契約の契約期間の初日から満了するまでの間、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）を書面により明示する必要があります。初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も、有期労働契約を更新する場合は、更新の都度、上記の明示が必要となりますので注意してください。

なお、事業主は、「有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項」に関し、その雇用する有期契約労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととされており、無期転換申込権についても、この「有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項」に該当しますので、企業内において、無期転換についても相談できる体制を構築しておくようにしてください。

（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第16条）

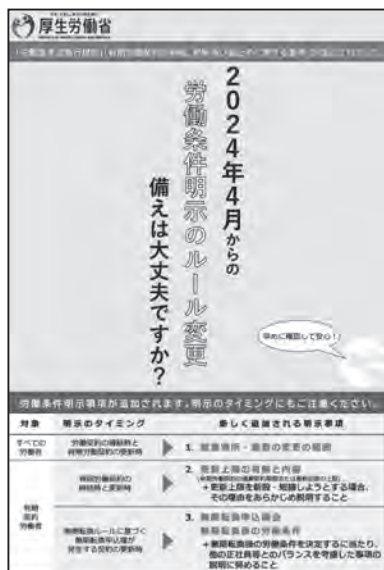
（2）無期転換後の労働条件の書面の明示（改正労働基準法施行規則第5条）

無期転換申込権が発生する有期契約労働者については、無期転換後の労働条件について書面による明示することが必要となります。なお、明示方法は、事項ごとに明示するほか、有期労働契約の労働条件と無期転換後の労働条件との変更の有無、変更がある場合はその内容を明示する方法でも差し支えありません。

また、労働条件について明示する際には、無期転換後の労働条件について、他の正社員等の労働者との均衡を考慮した事項（業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について説明するよう努める必要がありますので注意してください。

（改正有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第5条）

労働条件明示のルールの変更に関する詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されている「労働条件明示のルール変更に関するパンフレット」、「令和5年改正労働基準法施行規則等に係る労働条件明示等に関するQ&A」に記載されておりますので、内容をご確認の上、適切な対応をお願いします。



1. 新たな労働条件明示ルール適用時期・対象者について	
Q	A
1 労働法の改正を受けて、既に雇用されている労働者に対して、改めて新たな明示ルールに対応した労働条件明示が必要か。	既に適用されている労働者に対して、改めて労働条件を明示する必要はない。 新たな明示ルールは、労働法の改正・改正後の施行期である令和5年4月1日以降に結ばれる労働契約について適用される。 もっとも、労働条件に関する労働者の理解を深めるため、労使の調整を行うことは望ましいとされる。 また、有期労働契約について、契約の更新は新たな労働契約の締結であるため、令和5年4月1日以降の契約更新の際には、新たなルールに即した明示が必要となる。
2 令和5年4月1日を契約の更新日とする契約の締結を3月以前に行う場合、新たな明示ルールに基づく労働条件明示が必要か。	労働法第15条の労働条件明示は、労働契約の締結に即したものであることから、契約締結、新たな明示ルールに基づく労働条件明示が必要となる。 令和5年3月以前に契約の締結を行う場合には、改正前のルールが適用され、新たな明示ルールに基づく明示は不要である。 もっとも、労働条件に関する労働者の理解を深めるため、令和5年3月以前から新たな明示ルールにより対応することは、望ましいとされる。

2. 就業の場所及び従事すべき業務の変更の届出の届出について	
Q	A
1 就業の場所及び従事すべき業務の変更の届出の届出について、「変更の届出」とは、当該労働契約の更新中における変更の届出を意味する。 このため、届出が更新された場合にその変更の届出の届出期間に定める可能性が生ずる。 例えば、更新の有期労働契約の更新中においては、更新の届出期間中に届出がなされなければならない。届出が更新後の労働条件の届出に即したものであるものではない。もっとも	就業の場所及び従事すべき業務の変更の届出とは、当該労働契約の更新中に定める変更の届出を意味する。 このため、届出が更新された場合にその変更の届出の届出期間に定める可能性が生ずる。 例えば、更新の有期労働契約の更新中においては、更新の届出期間中に届出がなされなければならない。届出が更新後の労働条件の届出に即したものであるものではない。もっとも

改正事項の詳細を知りたい
→ 厚生労働省ウェブサイト



無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい
→ 無期転換ポータルサイト



野菜を食べて健康づくり！

循環器疾患やがんの予防に効果的に働くとされるカリウム、食物繊維、抗酸化ビタミンの適量摂取には、野菜を1日350g～400g食べることが必要と考えられています。

自分の食事内容を振り返り、健康的な食事ができているか考えてみましょう。

350gの目安は、生の野菜なら両手3杯分、野菜のおかず（副菜）なら小鉢5皿分です。生の野菜だと、量が多く見えますが、茹でたり、和えたり、汁物に入れたり、調理方法を工夫すると食べやすくなります。

国民健康・栄養調査（平成28年）の結果によると、愛知県の成人における1日当たりの野菜摂取量の平均は約230gでした。350gを目標に、まずは今より少しでも多く野菜を食べるところから始めませんか。

野菜1日350gをめざしましょう！



「野菜をたくさん食べるテクニック」を活用し、食生活から生活習慣病の予防に取り組みましょう。

野菜をたくさん食べるテクニック

その1 外食なら・・・

- ・定食を選ぶことで野菜摂取量を増やす。
- ・野菜の無い丼などの単品料理なら野菜料理を追加する。



その2 コンビニでの買い物なら・・・

- ・お惣菜を活用したり、野菜が入ったスープやお弁当を選ぶ。

（例）おにぎり + 野菜スープ
サンドイッチ + サラダ
カップ麺 + 野菜の総菜



その3 スーパーでの買い物なら・・・

- ・冷凍野菜や市販のカット野菜、乾物野菜を活用する。
- ・そのまま使用できる野菜（トマトやきゅうりなど）を選び、手軽に摂れる野菜を常備する。

その4 いつもの料理に・・・

- ・電子レンジを活用して料理時間を短くする。
- ・みそ汁やスープに野菜を多めに入れ具たくさんにする。

*汁の量が減るので減塩効果も期待できます。



東海労働経済研究所

小栗 利治

(前愛知紛争調整委員会委員)

人口減少の日本の現状

昨年7月26日付の読売紙は「人口80万人減、日本人は1億2242万人 全都道府県で減少（前年に比べ80万303人少なくなった。）ピークだった2009年から14年連続の減少。日本人の日本は、少しずつ日本人の日本でなくなりつつあるようだ」。

それを補うのは、「技術革新」であるが、それで補いきれないので、補っているのは「外国人299万人底支え」とあるようだが、他面、働く高齢者は東海四県で増、70代以上が従業員の4分の1とあって、岐阜の金属製品製造会社は「工場内の提示に使う文字を大きくして見やすくするなど働きやすい環境作りに努める」とし、金属製品の加藤製作所（岐阜県中津川市）は7月1日時点の従業員89人のうち半数に近い40人が60歳以上のパートタイマーで、うち22人は70代以上だと言う。

東海4県の働く高齢者の割合は増加しているとも書いている。

戦前は「産めよ、殖やせよ」が、かけ声で、どこか家庭でも、子供が2、3人は極めて少ない部類。ほとんどが4、5人であったものだったが、戦後は逆転し少子化が進んだ。結果、現状の有様になっており、ますます外国人が増えるものならば、日本人の日本では無くなってしまおうようだ。

また一因は高学歴化が進んでいることでもあろうか。義務教育は中学までであるが、高校、大学へ進学することは当たり前となった。ところが戦前は大学への進学は極めて例外、義務教育を終えれば当然の如く、「働き人」の道へ躊躇なく進んだものだった。

今日では、大変失礼ながら「頭の出来のいかんにかかわらず大学まで進学する」のが、当たり前となった結果であろうか。

結果として、労働者不足を補填する必要がある現場のワーカーは中・高齢者と外国人と言う次第になったものだった。

もちろん。この措置で足りる訳でなく、大方の生産現場は、外国に移転したり、外国に生産工場を作ったりして補っている有様である。

もっと変化したのは日本の会社だ。戦前はデスクワークは極めて限られた少数の人達だったものが、今日では逆転し、デスクワークの方がどんどん殖えてしまった。これで会社は成り立つのは不思議と言えば不思議。そこで、一方で協力会社（下請）を殖やしつつ、現場は自動化が進んで、人をどんどん少なくしていったものだった。産業の二重構造の始まりである。

「モノ作りはデスクの上では出来ない」その担い手は若い高学歴の人達。結果的にはリスクの少ないところとの判断であろうか。

反対にマシンの動く現場は定年退職者集団で構成された中小企業に身を置く人達。

冷房の効いたデスクで働く人は若くて、高学歴の人。

「若い時に苦勞し、年を老ったら樂をする」のが普通の道のようであるが、甘えの道は続く。ただこの方式が、いつかは破綻するのではないだろうか。だっておかしいもん。若いうちは苦勞し、年を老ったら樂をする。これが「当たり前なんだもんね」。

オラが日本・女性で持つ

昨年7月22日付日経

「女性就業25～39歳 8割超す」

昨年・育児と両立課題

副業・フリーターも増加

減少する労働人口を女性が補っている

昨年7月22日付読売

育児女性 7割仕事両立

就業女性最多3035万人へ

総務省調査

現場は女性、高齢者、外国人労働者に依存してしまった日本、問われる品質管理は若い男性、技術者又は中高年齢男性監督者になるのだろうか。行き先不明の不安がつきまとう。



社会保険労務士が答える 企業の労務管理

加藤 正人



有期雇用労働者の労務 管理は三位一体で

「期待通りの仕事をしてくれないので契約を打ち切りたい」「業務が縮小してきたので雇止めをしたい」「労働条件を変更して更新したい」等々、その合法性についてご相談を受けることがあります。

いまや有期雇用労働者は基幹業務のルーティンワークの担い手として、各企業で継続的に活躍しています。

本来有期雇用契約は、期間が満了すればその関係は自然に消滅します。ただ、契約期間を「更新の場合あり」として結果的に更新を行うことが多いのですが、日頃この手続きを何気なく行っていると、いざという時悩ましい問題に直面します。トラブルを防止するための留意点をご紹介します。

(1) 最初の契約における認識

の共有

○業務の内容

○事業における位置づけ

○予定契約期間

○必要な資質と業務難易度

等を事前に明確にし、契約前に労働者にしっかりと説明します。同時に労働者側の

○就業意図

○可能労働期間

○業務適性や通勤の難易度

等を確認し、これらを互いに共有のうえ契約を締結するようにします。

(2) 採用広告等への配慮

上記に先立つ求人において、やはり「業務内容と留意点」「事業における位置づけ」「求める経験・能力」等を発信します。ハローワークの求人票程度のスペースで「業務内容」「特記事項」「備考欄」等の欄を丁寧に使えば、

相当の情報が伝えられます。

(3) 社内の情報共有

これら(1)、(2)を遂行するにあたり、職長と人事担当の情報共有は重要です。同じ社内であっても、業務内容やその難しさはなかなか自然に共有できるものではありません。しっかりとした連携を行い、



採用から更新までの一貫した手続きが功を奏します。

(4) 契約更新には正しい業務評価を

「パフォーマンスが悪いから更新せずに打ち切りたい」と思っても、当の本人にその認識がないと困ります。また職長は当然のことと思ってい

ても、伝達する人事担当者はうまく伝えられるでしょうか。そもそものような能力が足らなかったのか。事前に伝えた、指導もした。ハズですが、そのポイントを予め評価表にまとめ業務評価を行い目に見えるカタチで示します。

そこで大切なことは、労働者本人にも自己評価させること。他人からの批判には抵抗しても、自己評価では比較的謙虚になるものです。

労働契約は「労働提供と賃金支払」という債権債務関係であって、どちらか一方が欠けても成立はしないということ。

(5) 雇止めにはとことん丁寧な説明と協議を

「雇止め法理」といわれる裁判例でも、事前にちゃんと説明し協議を尽くしたかというところは重要視されます。そして必要な場合の経過措置、代償措置の実施等、一時的な

手続きに終わらないということ。様々な事情がある雇止め、あるいは条件変更は、事業推進においてはやむを得ない場合があります。そんな時に、最終的にはこれまで貢献してくれた従業員に、丁寧に対応することが大切であり、無用なトラブルの防止に繋がります。

▽

これらを進めるにあたって大切なことは、「職長」「人事」「労働者本人」が三位一体で労働契約・更新を行うということ。また、「採用活動」「契約締結」「更新手続」を包括的に遂行することが大切です。事務的手続きでお困りの際は、会員事業場無料労働相談「企業の労働110番」(☎052-961-7110)で採用・労務管理実務に精通した社労士にご相談ください。法的解釈から求人票、契約書、評価表の作成等実務まで詳細に対応可能です。

(Personnel Lab 加藤社会保険労務士事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員、社会保険労務士イラスト・伊藤香澄

この記事は令和3年(2021)9月時点のものです。

会員だより

安城支部

《会社概要》

企業名 株式会社大嶽安城
 代表者 代表取締役 大嶽 恭仁子
 所在地 安城市御幸本町4番15号
 創業 1897年（明治30年）
 事業内容 ・生コンクリート、スラリー製品
 （レベリング材／グラウト材）の製造・販売）
 ・セメント、地盤改良材、建材左官材料等、
 セメント関連製品の販売
 ・地業、土木・外構、内外装、耐熱・断熱工事等施工管理・工事
 ・住友大阪セメント（株）特約販売店
 ・不動産・保険／マンション・アパートの土地活用等、損害保険ジャパン（株）代理店
 ・企業主導型保育園「おひさま園」の運営
 ・認可外保育施設「Hoshinoko Global School」の運営
 営業所 名古屋営業所、豊田営業所（自社生コン工場併設）、豊橋営業所
 従業員数 81名（2023年11月現在）
 U R L <https://www.ootake.co.jp/>
 経営理念 『誠実と信頼』を胸に永続的な成長と発展を通して社会に貢献し、社員と社員の家族の幸福を目指します。



《事業内容》

生コンクリート製造・販売	セメント関連製品販売	内装、外装、耐熱・断熱工事等 施工管理・工事
 愛知県内に6工場を配置。自社が保有する生コンクリート工場と、他協力工場による製造、供給体制を整備し、良質な生コンクリートを安定供給しています。	 一般土木・ダム・高層建築物・寒冷期工事等、あらゆる用途、現場条件にお応えできる製品をご提案。豊富な取扱い製品その他、メーカーとの共同開発により、お客さま独自の品質要件にお応えできる製品づくりにも努めています。	 数多くの専門施工会社によって進められる工事を「内装、外装、耐火・断熱工事」一括で施工管理。公共施設、大型店舗、ショールーム、工場・倉庫、住宅等、数多くの施工を手掛けています。
不動産開発／賃貸／運営管理	企業主導型保育園 「おひさま園」の運営	認可外保育施設 「Hoshinoko Global School」の運営
 近年ではコンパクトシティや少子高齢化社会、まちづくりの観点から企画開発を実施。地域特性を考慮したマーケティングと消費者ニーズを視野に入れた最適なテナントをマッチング、交渉、契約業務までトータルにサポートしています。	 子育てを支援するため、まちに開かれた企業主導型保育園として誕生。専門講師による発達プログラムで、大切な乳幼児期の五感を育みます。	 一人ひとりに寄り添い、個性を輝かせることを主眼に置き、発達に応じた英語保育やアート、多彩なレッスンで子どもたちの「好き」を一緒に見つけ、未来へつなげます。

—令和 5 年度開催— 自宅学習方式（e-ラーニング方式）

『雇用環境整備士資格（第Ⅰ種～第Ⅴ種）』講習会開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

近年の労働者意識は“ワークライフバランス”なる用語の発生にも見られるように個々人のワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代となってきました。育児者・障害者・エイジレス（35 歳以上又は高齢者）・学生・外国人の活発な採用を国内促進すべきであることは、雇用主並びに使用者に課せられた責務ですが、これら対象者への雇用状況は決して十分なものとは言えず、且つ職場で勤務するこれら当事者にとっても理解ある適正な職場環境の整備を雇用主に望む声が大きくなってきております。

本機構では、このような事態に対応し、これら対象者を受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために管理職・人事総務担当部局にこれらの方々を雇用する前または雇用した後の専門知識者を育成・養成しています。本講習ではこれら対象者への労働関係法令や受け入れた際の知識と情報を講義し、知識を習得した者を雇用環境整備士として認定し、事業所内に専門知識を有する資格者として設置することで育児・障害者・エイジレス・学生・外国人雇用の適切な職場環境整備の一層の推進に資することを目的としています。

育児介護休業法改正・障害者雇用促進法改正・高齢者雇用安定法改正等への不適切、職場環境の未整備、教育不足による学生アルバイトの SNS トラブル、出入国管理法改正知識の習得など増加している労働争議・訴訟を未然に防ぐため専門知識者の育成と整備士の設置をお願い申し上げます。

申込み方法（申し込み後に受講票が届きます）

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。

または申込用紙（1 名につき 1 枚。コピー可）に記入し、申込先宛郵送または FAX してください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

詳しくは 一般社団法人日本雇用環境整備機構 講習会開催のご案内にてご確認ください



お知らせ

労務管理講習会開催のお知らせ

1. 日 時 2024年2月7日(水) 13:30~14:30 (予定)
2. 会 場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町 1-157-1 電話: 0566-45-5981)
3. 次 第
 - 1) 挨 拶 (一社)刈谷労働基準協会 労務・教育部会長 神谷 弘恵
刈谷労働基準監督署 署長 橋本 圭一
 - 2) 説 明 「令和5年監督指導内容と労務管理等について」
刈谷労働基準監督署 加藤第一方面主任監督官
4. 会 費 無料

※詳細につきましては、同封の案内をご覧ください

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	ガス溶接	2月4日	2月8日	ポ ー ラ ビ ル	愛 知 製 鋼	13,780 円
		2月27日	3月2日	豊 和 工 業 (株)	トヨタ教育センター	
	鉛	2月13日	2月14日	ポ ー ラ ビ ル		13,170 円
	乾 燥 設 備 作 業 主 任 者	2月8日	2月9日	ポ ー ラ ビ ル		13,450 円
	は い 作 業 主 任 者	2月6日	2月7日	ポ ー ラ ビ ル		12,895 円
その他	局所排気装置自主検査者	2月5・6日	2月 7 or 8 or 9日	ポ ー ラ ビ ル	ポ ー ラ ビ ル	63,000 円
	マスクフィットテスト	2月7日		名古屋市公会堂		26,080 円
	エックス線作業主任者	2月13・14・ 15・16日		ポ ー ラ ビ ル		33,500 円

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講 習 名	日 程	会 場	会 費	
			会 員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1日研修会	3月29日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	18,700 円

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 2月2日 (実) 2月3・4・10日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
	プレス機械作業主任者	2月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	2月7・8日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		3月21・22日			
	有機溶剤作業主任者	2月1・2日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		3月4・5日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2月27・28・29日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円	
	石綿作業主任者	2月15・16日	あいち産業科学技術総合センター	13,321 円	
		3月4・5日			
特 別 教 育	自由研削砥石	2月14日	あいち産業科学技術総合センター	10,450 円	13,750 円
	機械研削砥石	(学) 2月1日 (実) 2月19日 (満席)	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円
	プレス機械の金型	(学) 3月18日 (実) 3月19日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円
	粉じん作業	2月19日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低圧電気 (実技7H含む)	(学) 2月20日 (実) 2月21日	刈谷商工会議所	17,050 円	20,350 円
		(学) 3月26日 (実) 3月27日			
	テールゲートリフター ※学科・実技へと変更有	(学) 1月30日 (実) 2月3日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) (株)弘伸運輸 小垣江営業所	13,090 円	16,390 円
	フルハーネス型墜落制止用器具	2月22日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円
そ の 他	産業用ロボット	(学) 3月12日 (実) 3月13日・21 or 22日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980 円	38,280 円
	一般建築物石綿含有建材調査者講習	2月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,181 円
	雇入時安全衛生	3月25日	あいち産業科学技術総合センター	7,568 円	10,868 円
	安全衛生推進者	3月6・7日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	
	保護具着用管理責任者	3月13日	あいち産業科学技術総合センター	17,050 円	20,350 円
		3月28日			
	職長教育(製造業)	3月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生	2月28日	あいち産業科学技術総合センター	8,635 円	11,935 円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。
<https://www.kariya-rouki.or.jp>

謹 賀 新 年

ずっと広がる未来のために
なぜ
Why?
JTEKT が必要なのか。

その先にある **シェアセ** を創り出すために。
地球・世の中・お客様に貢献する会社だから。

JTEKT



株式会社ジェイテクト

あらゆる人に
移動革新を
Mobility Well-being



DENSO
Crafting the Core



アイシンは、挑む。
“移動”に感動を、未来に笑顔を。

AISIN
We Touch the Future

世界のくらしに笑顔届けたい

人々のくらしに寄り添い、
お客様に愛されるクルマづくりへ挑戦してまいります。



トヨタ車体
TOYOTA AUTO BODY



豊田自動織機
www.toyota-shokki.co.jp



エレトロ、
自動車事業、
産業車両、
繊維機械、
コンプレッサー、
ワークス、
物流、
成長、
挑戦

ワクワクを
カタチに変える。

謹 賀 新 年



その居心地の良い空間は、トヨタ紡織のある空間です。

QUALITY OF TIME AND SPACE すべてのモビリティへ“上質な時空間”を提供

トヨタ紡織

シェルモールド



空間の追求 クロタ精工株式会社

代表取締役 鈴木 泰博



本社工場 〒447-0887 愛知県碧南市汐田町1丁目26番地
TEL 0566-41-3420 FAX 0566-48-4400
安城工場 〒444-1213 愛知県安城市東端町用地139番地
TEL 0566-92-2088 FAX 0566-92-2081
<http://www.kurotaseiko.co.jp>

サンエイ株式会社



作業環境(粉じん、有機溶剤、溶接ヒューム 他)の測定
フィットテストなら、ぜひ当社にお任せ下さい!

【環境事業部】 〒448-0004 刈谷市泉田町西沖ノ河原1
TEL 0566-22-2114 担当: 安間大剛(だいこう)

より良い
コミュニケーションのために
新しい価値を創造する

印刷、情報システム、アウトソーシングで
お客様の業務課題の解決に取り組んでいます

<https://k-cr.jp/>

小林クリエイティブ株式会社 愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地

「人」と「技術」のインテグレーション

アスカ株式会社

自動車部品事業【自動車部品のプレス加工・溶接組立】
配電盤事業【分電盤・制御盤・盤用キャビネット】
ロボットシステム事業【産業用ロボット・自動化システム・制御装置】



株式会社豊田自動織機グループ

株式会社 サンバレー

職場の防災・備蓄品のご用命は下記までお問い合わせください

〒448-0844 刈谷市広小路4丁目15番地 SKmビル3F
TEL : 0566-25-2258
E-mail: sv_bousai@sunvalley-e.co.jp

「こころ」を「かたち」に— 近藤グループ

(株)近藤組

近藤工業(株)

(株)プラスワン

新日産業(株)

エナジーK(株)

www.kondo.jp



謹 賀 新 年

Nakagawa Mold & Design, Inc.

中川工業株式会社



1. 精密鋳造用の木型
樹脂型、金型・部品の設計・開発及び製造
2. スタンピング型及び簡易プレス型の
設計・開発及び製造
3. スタンピング型及び簡易プレス型による
樹脂、金属プレス成形品の製造
4. 鋳造用砂型・部品の設計・開発及び製造
5. 検査治具の設計・開発及び製造

ISO9001:2008

ISO14001:2004

認証取得

<http://www.nakagawa-kk.co.jp/>



みなでつくる「脱炭素社会」

※排ガスゼロ・燃料ゼロ・始動の手間ゼロ & 低騒音
※工具使用時



〒446-8502 愛知県安城市住吉町3-11-8

TEL.0566-98-1711(代表) FAX.0566-98-6642

株式会社 マキタ



人と電気を未来へつなぐ。

高浜電工株式会社

〒444-1321 愛知県高浜市稗田町一丁目7-8

TEL : 0566-53-1490

Fax : 0566-52-6777

HP : <http://www.takahamadenko.com>

明るい新年

みんなで迎える

無災害



職場の年末安全衛生推進運動

あたりまえの「行ってきます」と
あたりまえの「ただいま」
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない
だから私たちは、危なさと向きあう

その先の新年へ



運動期間：2023年12月1日～31日

愛知県の最低賃金

地域別最低賃金

● 愛知県最低賃金

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての
の方々に適用されます。

なお、特定最低賃金がある場合は、両方の最低賃金が
適用され、高いほうの最低賃金額以上を支払わなければ
なりません。

令和5年10月1日から
時間額

1,027円

特定最低賃金

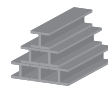
● 製鉄業

● 製鋼・製鋼圧延業

● 鋼材製造業

(表面処理鋼材を除く。)

上記産業で働く方々に適用されます。



令和5年12月16日から
時間額

1,059円

● 輸送用機械器具製造業

建設用ショベルトラック製造業
を含む。船舶製造・修理業、船
用機関製造業及び自転車・同部
品製造業を除く。

上記産業で働く方々に適用されます。



令和5年12月16日から
時間額

1,028円

業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金
(事業場内最低賃金)の引上げ、設備投資等を行
った中小企業・小規模事業者等に、その費用の
一部を助成する制度です。



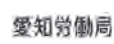
業務改善助成金
タスクくん

- 業務改善助成金制度の利用のご相談 (無料)
愛知県き方改革推進支援センター (令和5年度)
電話 0120-006-802
- 業務改善助成金の申請・支給の窓口
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課 (助成金担当)
電話 052-957-0313

業務改善助成金コールセンター

0120-366-440

(受付時間 平日8:30~17:15)



安 全 緑 十 字

年
 月

			1	2	3		
			4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
			28	29	30		
			31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町 631 番地 ロイヤルシティ岡崎公園 1202 号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

